平成２９年（フ）第７８号
広島県福山市南松永町３丁目10番44号
債務者　小田原昌雄
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１１８号
広島県福山市新涯町１丁目17番25―303号　一文字マンション
債務者　木村めぐみ
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２２号
広島県福山市横尾町２丁目24番７号　セフィーロ横尾203
債務者　正路　冷奈（旧姓九鬼）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２５号
広島県福山市引野町南２丁目12番１―2201号
債務者　加藤　広宣（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１３０号
広島県福山市本町８番11―101号
債務者　岡井　重浩
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４９１号
千葉県野田市清水７番地の18
債務者　鵜浦　節子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０３号
千葉県野田市野田836番地の１　永瀬ハイツ201
債務者　川﨑　駿季
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４７号
千葉県松戸市千駄堀1593番地の１
債務者　松谷　和人
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５５５号
千葉県我孫子市南青山５番地の５（102号）　Ｈｏｒｉｚｏｎ＆Ｈｉｌｌ　５ｔｈ
債務者　中村　結花
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７８号
千葉県柏市旭町５丁目１番５―606号
債務者　小田嶋　聡
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７２９号
大阪府茨木市小柳町12番24号　マカハウエスト　102号
債務者　魚菜屋まっちゃんこと　松浦　孝治
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６０号
大阪府高槻市辻子１丁目15番６号
債務者　廣瀬　博子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４号
栃木県宇都宮市駒生町1468番地
債務者　中里　幸夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７４号
栃木県さくら市草川68番地１　草川タウンコープ101
債務者　阿久津真琴
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７５号
栃木県宇都宮市西一の沢町15―７　グローリーハイツ102、住民票上の住所栃木県宇都宮市桜５丁目１番36号
債務者　橋本美帆子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５０号
岡山市中区清水１丁目４番25―１号
債務者　宮本美津子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日